

志學館大学転学部及び転学科に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、志學館大学学則第44条に基づき、志學館大学（以下「本学」という。）に在籍する学生の転学部及び転学科に関し必要な事項を定める。

(転学部及び転学科)

第2条 転学部及び転学科できる者は、1年以上本学に在籍した学生とする。

(転学部の手続等)

第3条 転学部を志願する者は、一の学部・学科を選定して、所定の転学部願書を、所定の期日までに現に所属する学部の長に提出しなければならない。

2 前項の学部の長は、受理した願書を、学部教務委員会の議を経て、受入れ学部の長に送付するものとする。

3 受入れ学部の長は、学部・学科又はコースの学生定員等を勘案し、志願者の面接を行ったうえで、受入れても支障がないと判断した場合、学部教務委員会で次の各号に掲げる事項について審議のうえ、学長に報告するものとする。

(1) 転学部を志願する者の、現に所属している学部における学業成績

(2) 受入れ学部の教員の面接所見

(3) その他、受入れ学部の長が必要と認める事項

4 学長は、受入れ学部の長の報告に基づき、合同教授会の議を経て、転学部を許可することができる。

(転学科の手続等)

第4条 転学科を志願する者は、所定の転学科願書を、所定の期日までに学部長に提出しなければならない。

2 学部長は、志願先の学科又はコースの学生定員等を勘案し、受入れても支障がないと判断した場合、学部教務委員会で次の各号について審議のうえ、学長に報告するものとする。

(1) 転学科を志願する者の、現に所属している学科における学業成績

(2) 受入れ側の学科の教員の面接所見

(3) その他、学部長が必要と認める事項

3 学長は、学部長の報告に基づき、合同教授会の議を経て、転学科を許可することができる。

(雑 則)

第5条 この規程に定めるもののほか、転学部及び転学科に関し必要な事項は合同教授会の議を経て学長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成19年10月31日から施行する。

2 次に掲げる規程は、廃止する。

(1) 志學館大学転学部に関する規程

(2) 志學館大学人間関係学部転学科に関する規程

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。